

目 次

- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について…………… 1
- 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について…………… 2

公告第23号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成18年10月27日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成18年10月30日

長野県市町村職員共済組合

理事長 伊 藤 喜 平

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第2号）の一部を次のように変更する。

第36条第1項中「第56条第2項に規定する食事療養」を「第56条第2項第1号に規定する食事療養及び同項第2号に規定する生活療養」に改め、同条第2項中「第23条の3の3第1項第1号イからトまで」を「第23条の3の3第1項第1号イからへまで」に、「第1号イからホまで」を「第1号イからニまで」に改める。

第36条の2第1項中「第59条の2」を「第59条の3」に、「第23条の3の3第1項第1号イからトまで」を「第23条の3の3第1項第1号イからへまで」に改める。

附則第8項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「食事療養」の次に「及び生活療養」を加える。

附則第9項中「第23条の3の3第1項第1号イからホまで」を「第23条の3の3第1項第1号イからニまで」に改める。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条、第36条の2、附則第8項及び附則第9項の規定は、平成18年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金（以下「附加金等」という。）について適用し、同日前の診療に係る附加金等については、なお従前の例による。

公告第24号

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成18年10月27日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成18年10月30日

長野県市町村職員共済組合

理事長 伊 藤 喜 平

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則（昭和37年公告第4号）の一部を次のように変更する。

第11条中「、入院時食事療養費」の次に「、入院時生活療養費」を加え、「、特定療養費」を「、保険外併用療養費」に改める。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第11条の規定は、平成18年10月1日以後の診療から適用し、同日前の診療については、なお従前の例による。